

和解合意書（案）

- 1 被告は、原告に対し、被告の本件投稿行為により原告に精神的苦痛を与えたことに関し謝罪する。
- 2 被告は、原告に対し、本件解決金としてXX万円の支払い義務があることを認める。
- 3 被告は、前項の金員を、令和x年x月x日限り、原告の指定する銀行口座に振込送金する方法により支払う。振込手数料は被告の負担とする。
- 4 被告は、令和x年x月x日限り、本件投稿を削除する。
- 5 被告は、本和解成立後、自らすると第三者によるとを問わず、原告に関する投稿をしない。
- 6 被告が前項に違反したときは、投稿1回あたり違約金XX万円を支払う。違約金の支払いは、これを超える金額の損害賠償請求を妨げるものではない。
- 7 原告及び被告は、本和解成立後、本件経緯及び本和解の内容をみだりに第三者に口外しないことを約束する。
- 8 原告は、本件について刑事告訴しない。
- 9 原告は、その余の請求を放棄する。
- 10 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 11 訴訟費用は各自の負担とする。